

## オペレーティング・リース 取引について

- 契約日が平成 25 年 9 月 30 日以前で、物件借受日（リース開始日）が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合に、改正消費税法に定める経過措置の要件（※）を満たした場合は、平成 26 年 4 月以後のリース料に係る消費税率は旧税率（5%）となります。
- 経過措置の適用は契約内容によって異なります。取引リース会社にご確認ください。

（※）改正消費税法附則第 5 条第 4 項に定める資産の貸付に係る要件のうち、第一号と第二号に該当する必要があります。

第一号 当該契約に係る資産の貸付期間と期間中の対価の額が定められていること

第二号 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

公益社団法人リース事業協会

JAPAN LEASING ASSOCIATION

<http://www.leasing.or.jp>

\* 本冊子は平成 25 年 6 月現在の関係法令等に基づき作成しています。

\* 改正消費税法は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」を意味します。

平成25年7月発行

## 改正消費税法と リース取引

- ◆ 改正消費税法により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8% となります。
- ◆ お客様がリース会社にお支払いただくリース料に消費税が課税されます。
- ◆ リース取引の契約日、物件借受日（リース開始日）によって、消費税率の適用関係が異なります。
- ◆ このパンフレットでは、リース取引と消費税率の適用関係を分かりやすく説明いたしました。ご一読くださいますようお願いいたします。

公益社団法人リース事業協会

◎ファイナンス・リース取引の契約日をご確認ください。(契約日はリース契約書に記載されています)

◎契約日などによって消費税率が異なります。

A 契約日が平成20年4月1日以後

B 契約日が平成20年3月31日以前

\*オペレーティング・リース取引については、パンフレットの裏面をご参照ください。

### A 契約日が平成20年4月1日以後の場合

物件借受日（リース開始日）が <u>平成26年3月31日以前</u> の場合	消費税率 5%
---	------------

⇒平成26年4月以後のリース料に係る消費税率は旧税率（5%）となります。

物件借受日（リース開始日）が <u>平成26年4月1日以後</u> の場合	消費税率 8%
--	------------

⇒平成26年4月以後のリース料に係る消費税率は新税率（8%）となります。

### B 契約日が平成20年3月31日以前の場合

改正消費税法に定める経過措置 の要件 <sup>(※)</sup> を満たす場合	消費税率 5%
---	------------

⇒平成26年4月以後のリース料に係る消費税率は旧税率（5%）となります。

(※) 改正消費税法附則第5条第4項に定める資産の貸付に係る要件のうち、第一号と第三号です。  
第一号 当該契約に係る資産の貸付期間と期間中の対価の額が定められていること  
第三号 中途解約できる旨の定めがないことその他対価に関する契約内容が政令で定める要件（フルペイアウト）に該当していること  
経過措置の要件を満たさない場合は消費税率8%となります。

❖ ほとんどのリース取引がファイナンス・リース取引となります。

❖ ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引か不明の場合は、取引リース会社、または顧問税理士等にご相談ください。

❖ ファイナンス・リース取引とは、次の①と②の要件を満たす取引となります（法人税法第64条の2など）。

① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること、またはこれに準ずるものであること

② 賃借人が、賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること